

第 6 1 号議案

懲戒処分の指針の一部改正について

別紙のとおり、懲戒処分の指針の一部を改正する。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

教育長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

全国的な懲戒処分事案の動向等を踏まえ、教職員が児童・生徒に対するわいせつ行為をした場合の基準を明確化することにより、こうした非違行為の未然防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保するため、懲戒処分の指針の整備を行いたいので、この案を提出する。

## 懲戒処分の指針の一部改正について（案）

## 1 改正内容

現 行	2 標準例 (2) わいせつ行為等 ア 児童・生徒に対するわいせつ行為等 (ア) 児童・生徒に対しわいせつな行為をした場合は、 <u>原則として免職とする。</u> (イ) (ア) 以外で児童・生徒を不快にさせる性的な言動をした場合は、 <u>原則として停職とする。</u> ただし、その行為を繰り返すなど、特に悪質なときは、免職とする。
改 正 後	2 標準例 (2) わいせつ行為等 ア 児童・生徒に対するわいせつ行為等 (ア) 児童・生徒に対しわいせつな行為をした場合は、免職とする。 (イ) (ア) 以外で児童・生徒を不快にさせる性的な言動をした場合は、 <u>原則として停職とする。</u> ただし、その行為を繰り返すなど、特に悪質なときは、免職とする。

## 2 適用日 令和2年4月1日